

学校いじめ防止基本方針

静岡県立清水特別支援学校

目 次

1	いじめ防止等の基本的な考え方	
	「清水特別支援学校『いじめのない人権尊重の学校づくり』」	3
(1)	いじめの定義	3
(2)	いじめの理解	3
(3)	基本的な考え方	3
	ア いじめの未然防止	3
	イ いじめの早期発見	4
	ウ いじめの早期対応	4
2	いじめの防止等のための本校の取組	
(1)	組織の設置	4
	ア 生徒指導検討委員会	4
	イ 委員会の構成	4
	ウ 委員会の業務内容	4
	エ 生徒指導検討委員会 組織図	4
(2)	いじめの未然防止	5
	ア 児童生徒との信頼づくり	5
	イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画による指導体制	5
	ウ わかる授業づくりの推進	5
	エ 豊かな心を育む道徳教育等の推進	5
	オ 情報モラル教育の推進	5
	カ 児童生徒の人間関係づくり	5
	キ 配慮を要する児童・生徒への支援	
	ク 保護者との連携	5
	ケ 教職員研修	6
(3)	いじめの早期発見	6
	ア 児童生徒の実態把握	6
	イ 相談体制の整備	6
(4)	いじめに対する措置	6
	ア 事実確認	6
	イ 関係者への指導・支援	6
(5)	関係機関との連携	6
(6)	ネットいじめへの対応	6
(7)	いじめ「解消」の定義について	6
3	重大事態への対処	
(1)	重大事態の定義	7
(2)	教育委員会への報告	7
(3)	調査	7
(4)	情報提供	7
(5)	報道対応	7

1 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも大切である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。加えて、いじめの現場では、周囲ではやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするなどの行為も確認されている。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じる。

(3) 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりえることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついており、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づき、理解しようとするのが大切である。

いじめは、多くの児童生徒を被害者として、また加害者として巻き込んでいくため、発見してから対応するという姿勢だけでは、状況は複雑になり深刻さが増していく。その対応が難しくなり手遅れになる可能性が高いため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められている。社会全体の中で、健やかでたくましい子どもを育てていくために、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校、家庭、地域でのいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめの未然防止

子どもは家庭や学校生活の中で、ありのままの自分を受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深めて、よりよい人間関係を作り上げていく。この育ちにおいて、子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権意識)をじっくり育て、健やかでたくましい心を育むことがいじめ防止につながる。

そのためには、家庭、地域、学校が連携して、役割を自覚して、責任を遂行することで子ども自身の自立を目指すことが大切である。一人一人の発達に合わせて子どもを理解し、思いを受け止める、その子の良さや可能性を認め引き出す姿勢をもち、子どもとの信頼関係を作り上げていくことが、自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、よりよい自分を目指していこうとする成長を支える。そして、周囲の大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさを学び、社会の一員として自立していく。

いじめの未然防止のためには、児童生徒の自己有用感をもとに、規範意識や人権意識(互いを尊

重しようとする感覚)を育むことが大切である。そのために学校は児童生徒との信頼関係づくり、児童生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの児童生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

※自己有用感・・・単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のこと。他者から認めてもらっていると感じられた子どもは、相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるという必要がないため、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減る。さらに相手のことも認めることができるようになる。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

イ 早期発見

いじめの早期発見には、児童生徒のわずかな変化を見落とさず、学校、家庭、地域の連携により、さまざまな手段で児童生徒を見守り、いじめにつながるサインを見つけていくことが必要である。いじめにかかわる事柄を相談できる体制を周知し、児童生徒、保護者、地域からの訴えを親身になって受け止め、速やかに対応する。また、毎日の連絡帳を初めとした連絡体制や個別面談、定期的なアンケート調査などにより、何重にも早期発見できる取組を継続する。

ウ 早期対応

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まずに、保護者や地域と状況に応じて連携し、速やかに組織的に対応する。対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒を「守る」ことを一番とした支援や周囲の子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して対応する。その際、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関、専門機関との連携を図る。

2 いじめの防止等のための本校の取組

(1) 組織の設置

ア 生徒指導検討委員会（いじめ対策委員会）

いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる組織として校内に「生徒指導検討委員会」（以下、「委員会」）を設置する。

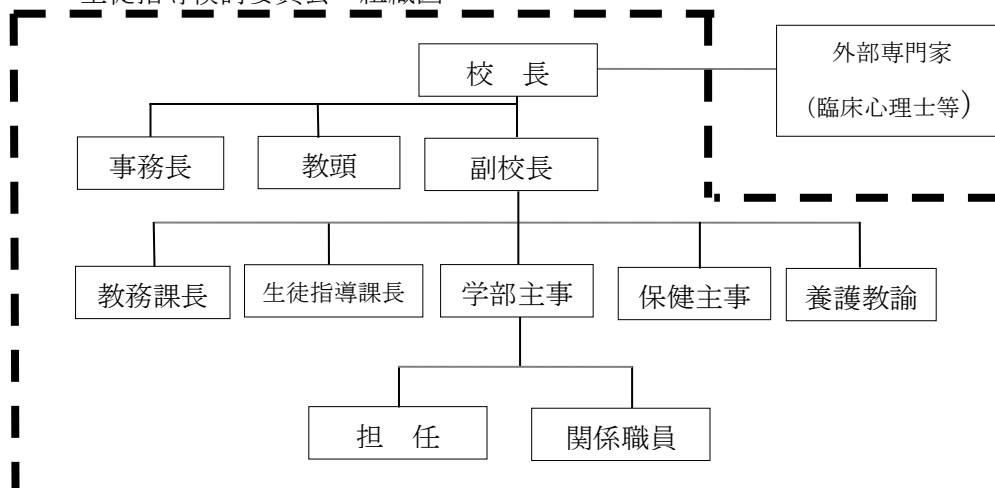
イ 委員会の構成

校長、副校長、教頭、事務長、学部主事、生徒指導課長、教務課長、保健課長、養護教諭とし、必要に応じて学級担任や関係職員、臨床心理士等の外部専門家が参加する。

ウ 委員会の業務内容

委員会は「いじめの防止等のための年間計画」を作成する。また、委員は定期的な打ち合わせによって、いじめに関する情報の収集、記録・共有や対策についての企画・運営を行うほか、いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応に当たる。加えて、対策の進捗状況の確認と検証を随時実施する。なお、日々の児童生徒の様子については、毎朝の打合せや企画会において学部主事から報告を随時挙げていく。

エ 生徒指導検討委員会 組織図



(2) いじめの未然防止

ア 児童生徒との信頼づくり

児童生徒理解を基盤に、一人一人の思いや表現を受け止め、一人一人の良さや可能性を最大限引き出すとともに、どの児童生徒にも公平に接する。

教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを誘発するようなきっかけとなったりすることがないように、指導のあり方や教職員の「人権意識」を高める。「教職員人権チェックリスト」を活用する。

イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画による指導体制

個別の教育支援計画、個別の指導計画をもとに、一人一人の重点目標達成に向けて、細やかな指導を継続していく。その中で、すべての児童生徒が授業に主体的に参加し、授業場面で活躍できる「分かる、できる」授業づくり、キャリア発達の視点に立った授業づくりに取り組み、公開授業、授業評価を通して、授業改善を図る。これらの取組をとおして、児童生徒の「生きる力」を育み、課題に対して最後まであきらめずに取り組む力を育成していく。

ウ わかる授業づくりの推進

日々の学校生活において、わかる授業づくり・授業改善を進め、すべての児童生徒が活躍でき、主体的に学ぶ授業実践を追求する。授業での達成感が、さらに次の学習への意欲を向上させ、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。また、教師はモデルとなる大人として、不適切な認識や言動を行うことがないように厳に注意する。

エ 豊かな心を育む道德教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基盤や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道德教育等の充実を図る。年間指導計画において、道德教育の位置づけを明確にするとともに、自立活動等と関連して計画的な指導を実施する。

オ 情報モラル教育の推進

携帯電話やインターネット等の使い方やマナーについて、警察や通信会社等の外部の協力も得ながら計画的に指導する。「掲示板」等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは犯罪行為であることや、「LINE」を使用したいじめの危険性について分かりやすく伝える。また、困った時や被害にあった場合の対処法を指導する。家庭との連絡、連携を密に行う。

カ 児童生徒の人間関係づくり

授業、HR活動、学校行事を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、児童生徒にとって安心して自分を表現できる集団づくりに努める。運動会や学習発表会、学校間交流や地域交流を積極的に活用していく。

ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなど、コミュニケーションや人間関係づくりの基礎となる力の育成に向けた指導を計画的に実施する。また、「命を守る」指導として、清潔指導や安全指導等、保健指導の充実を図る。学校全体の集会活動などの場面において、児童生徒が自主的に、よりよい人間関係づくりや人権、いじめについて考える機会を設ける。

キ 配慮を要する児童・生徒への支援

学校として特に配慮が必要と思われる児童・生徒については日常的に、その特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。例えば、発達障害を含む障害のある児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童生徒が考えられる。

ク 保護者との連携

保護者との日々の連絡や保護者宛の通知、PTA活動をとおして、保護者のいじめをはじめとした人権意識への理解を啓発するとともに、いじめ等に関する情報を得た場合には、直ちに学校の相談することを、相談窓口（相談員）とともに周知する。何よりも、担任との信頼関係を第一に日々の連絡を大切にしていく。

ケ 教職員研修

教職員研修計画のもと、人権教育研修を主としたいじめへの理解と防止等を図るための研修会を実施する。また、学部会や学年会等を活用して、ミニ研修会を実施し、人権意識の向上を繰り返し研修する。

また、学校掲示板等を活用して、いじめ防止等に係る参考資料等を紹介する。

(3) いじめの早期発見

ア 児童生徒の実態把握

学部・学年、養護教諭等による児童生徒に対する日常的な観察を基盤にして、個別面談や保護者との連携により、児童生徒のささいな変化について情報を共有したり、定期的・必要に応じたアンケート調査を実施したりして、いじめの早期発見に努める。疑われる事例があった場合には、管理職への速やかな報告を徹底する。

イ 相談体制の整備

児童生徒、保護者が担任、学年主任、学校相談員(副校長、教頭、学部主事、養護教諭)等、多様な窓口気軽に相談できることを周知する。(HR活動、通知文、学部・学年懇談、PTA総会等)

(4) いじめに対する措置

ア 事実確認

いじめの相談を受けたり、児童生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、管理職へ報告をする。いじめとして対応すべきか否かの判断は委員会を開き、校長が行う。委員会は関係者から聴き取りによる事実確認を行う。その際、個人としてではなく組織として行動する。また、保護者と連携して、いじめを受けている児童生徒やいじめについて報告した児童生徒の立場を守ることに十分配慮する。「児童生徒指導記録表」を作成し、事態の経緯を記録する。

イ 関係者への指導・支援

いじめが確認された場合は、すぐにやめさせて、再発防止のために、委員会を中心に、必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画等を作成し、校長の承認を得て、静岡県教育委員会に報告をする。

いじめを受けた児童生徒に対しては、信頼できる人(親しい友人や教員、保護者等)と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、児童生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなど安全確認を行う。

いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。その上で、再発防止のために、委員会を中心に支援計画を作成して、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを明確に伝え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得るなどして、いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に指導や支援を行う。

教育上必要があると認められる場合には、人格の成長を促すために、適切に懲戒を加えることができる。

周囲の児童生徒については、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせるという勇気をもつように指導する。

いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の保護者双方に、直ちに事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力を依頼する。「児童生徒指導記録表」をもとに正確な情報を共有できるようにする。

問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を継続し、委員会を招集して問題の再確認と事後指導の評価を行い、追加支援策を計画実行する。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、指導の引き継ぎを確実にを行う。

(5) 関係機関等との連携

日ごろから地域警察や相談機関、医療機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められた場合には、教育委員会の指導のもと、警察に相談し、連携して対応する。また、児童生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求める。

(6) 携帯端末、ネットいじめ等への対応

携帯端末は使用方法次第で、学校や保護者が気付かないうちにいじめが進んだり広がったりしてしまう恐れがある。使用を始める際には、各家庭に携帯端末使用の目的や約束事を徹底させることや、保護者の了解のもとに内容を確認するなどの対応を行う。

インターネット掲示板等への誹謗・中傷については、被害の拡大を防ぐために書き込み削除を

迅速に行い、書き込みを行った児童生徒への情報モラルの指導を実施する。その上で保護者と連携して今後の使用方法について確認する。

(7) いじめの「解消」の定義について

いじめが「解消している」状態とは、

- ① いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月間やんでいること
- ② いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が充分あり得る事を踏まえ、日常的に注意深く観察をしていく。

3 重大事態への対処

重大事態が起こった場合には、管理職の指揮・統制のもと、全職員で迅速・的確に対応する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等である。

また、欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間連続して欠席しているときや、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも重大事態と定義する。

(2) 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会に報告するとともに、関連機関への支援を要請する。（「臨床心理士派遣要請」「CRT派遣要請」等）また県教育委員会の判断のもと、その旨を知事に報告する。

※CRT(クライシス レスポンス チーム)・・・静岡県こころの緊急支援チーム

(3) 調査

教育委員会の判断のもと、指導・支援を受けて公立性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向けて、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。この際、因果関係の特定を急がないように心がける。調査は、網羅的明確に行い調査方法は、子どもや教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査等が考えられる。

(4) 情報提供

教育委員会の指導・支援のもと、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

他の児童生徒及び保護者への情報提供については、保護者説明会等により、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

(5) 報道対応

個人情報への配慮の上、副校長（教頭）から正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

令和5年度 いじめ防止等のための年間計画

静岡県立清水特別支援学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予想される課題	入学、クラス替えにより新たな人間関係の始まり 新型コロナウイルス感染に対する不安				長期休業中の生活リズムの変化と交友関係の広がり	夏休み明けの生活リズムの変容			長期休業中の生活リズムの変化と交友関係の広がり			卒業・進級に向けた不安
児童生徒に対する取組	○委員会による基本方針・年間計画の確認 ○学部学年による人間関係づくりの実施 ○学校のいじめに対する基本姿勢、相談窓口の周知	人間関係づくり ○教育相談ケース会議 ○学年集会等における人間関係づくり ○参観面談週間	○参観面談週間 ○いじめ調査	○夏休みの生活指導 ○学校生活に関するアンケート		○長期休業明けの生活指導			○教育相談ケース会議 ○冬休みの生活指導 ○いじめ調査	○長期休業明けの生活指導	○委員会による基本方針・年間計画の検証 ○教育相談ケース会議	○春休みの生活指導
				わかる授業づくりの実施								
				HR活動、特別活動、部活動による人間関係づくり								
				担任によるカウンセリング								
教職員に対する取組	○学校いじめ防止基本方針の周知		○「人権研修会」参加	○教職員人権チェック ○「生徒指導研究協議会」参加	○学校自己評価	○「人権教育研修」実施		○「生徒指導研究協議会」参加	○教職員人権チェック	○「生徒指導研究協議会」参加	○いじめ防止基本方針の見直し	
保護者、地域に対する取組	○学校基本方針の周知、相談窓口の明示 ○PTA総会による周知			○学校運営協議会				○学校運営協議会	○学校評価・いじめ体罰アンケート		○学校運営協議会	